AC_{15} ＝ 0.040
AC_{16} ＝ 0.042
AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042
AC_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.046
AC_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.027
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035

AD_n　平成n年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成9年度から平成13年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_9 ＝ 0.008
AE_{10} ＝ 0.022
AE_{11} ＝ 0.021
AE_{12} ＝ 0.019
AE_{13} ＝ 0.015
α　第2号算式の符号αに同じ
AF_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の

AC_{15} ＝ 0.041
AC_{16} ＝ 0.042
AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025
AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.046
AC_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.047
AC_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.027
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.035
AD_n　平成n年度において単独農道及びふるさと一般農道整備事業に係る経費に充てるため発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
AE_{13} ＝ 0.018
AF_n　平成n年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成8年度から平成13年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
AG_8 ＝ 0.018
AG_9 ＝ 0.008
AG_{10} ＝ 0.022
AG_{11} ＝ 0.021
AG_{12} ＝ 0.019
AG_{13} ＝ 0.024
α　第2号算式の符号αに同じ
AH_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の